

## 第1章（2）人権 ①人権施策の充実

### ◆この施策の方針内で実施する事業（実施事業）

※網かけは「重点事業」  
 水色：「安全・安心なまち」の実現につながる事業  
 緑色：「働くまち」の実現につながる事業  
 黄色：「子どもが育つまち」の実現につながる事業  
 桃色：「健康に暮らせるまち」の実現につながる事業  
 灰色：その他重点的に推進すべき事業

（単位：千円）

事業名	所管課	事業内容	平成29年度		平成30年度		令和元年度		備考
			予算額	決算額	予算額	決算額	予算額	決算額	
男女共同参画推進事業	文化人権推進課 文化人権課	男女が社会の対等な構成員として、自らの意志によってあらゆる分野に参画できるよう、性別役割分担意識の解消など、男女共同参画社会推進のための事業を行います。	4,142	3,233	4,098	3,050	4,107	3,123	H30所管課変更
人権啓発事業	文化人権推進課 文化人権課	市民が一人ひとりの基本的人権を尊重し、誰もが差別を受けることなく人として尊重されるまちをめざし、啓発事業等を行います。	2,800	2,634	3,434	3,246	2,778	2,489	H30所管課変更